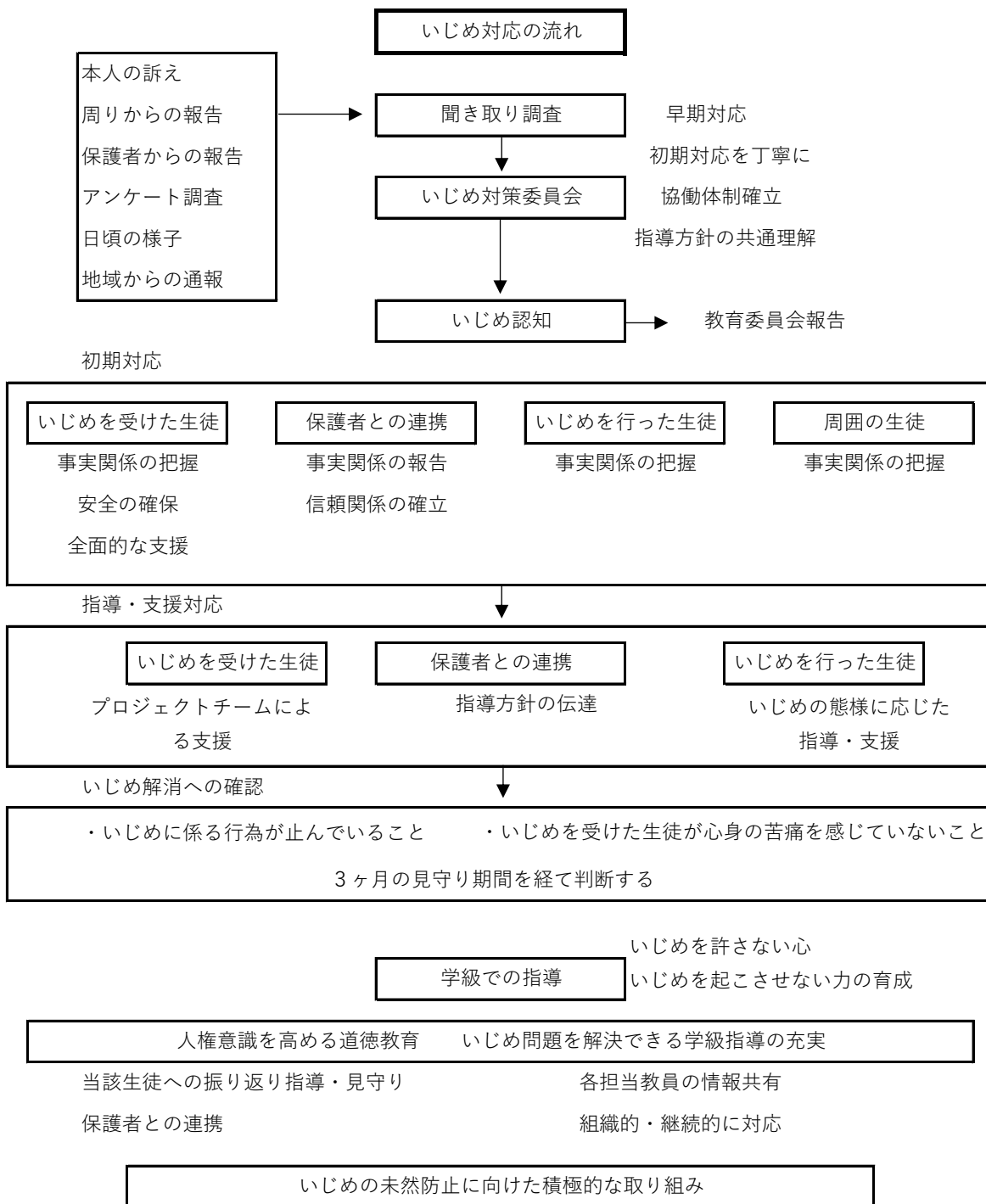


## 令和3年度 いじめ認知件数について

いじめ防止対策推進法のいじめの定義に基づき、令和3年度にいじめを認知した件数は8件です。今年度もいじめ防止対策推進法の指針をもとに、いじめ防止のための教育相談や生徒指導体制等の体制を整え、いじめの早期発見とそれに対する迅速な対応に取り組んでいきます。

なお、令和4年度の本校におけるいじめ発生時の対応は以下のような取り組みをおこないます。

令和4年度 新潟県立高田商業高等学校 いじめ対応の流れ



(参考) 「いじめ防止対策推進法」 (定義)  
 第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。